



春暖の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平成26年4月から報酬の消費税が8%になりますので何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

## 重要情報

### 1. 消費税8%が始まる

4/1から消費税8%が導入されました。3月には駆け込み需要があったようですが、いっぽうで、駆け込み反動が予想される4月以降に商材価格自体の値下げを検討する例もあるようです。

### 2. 消費税増税のアメとムチ

消費税の増税と合わせて、印紙税の緩和（領収3万円未満⇒5万円未満）は周知のとおりですが、このほか住宅ローン控除の枠が2倍増額や、子育て世帯等の一律1万円給付（要申請）制度などが用意されています。

### 3. ETC割引が縮小・廃止

国土交通省とNEXCO各社は、現在のETC料金に消費税増税を加味したうえで、さらに割引を縮小・廃止します。地方平日昼間と都市部休日昼間の3割引は廃止、夜間割引は5割から3割に引下げとなります。



## 5月のイベント

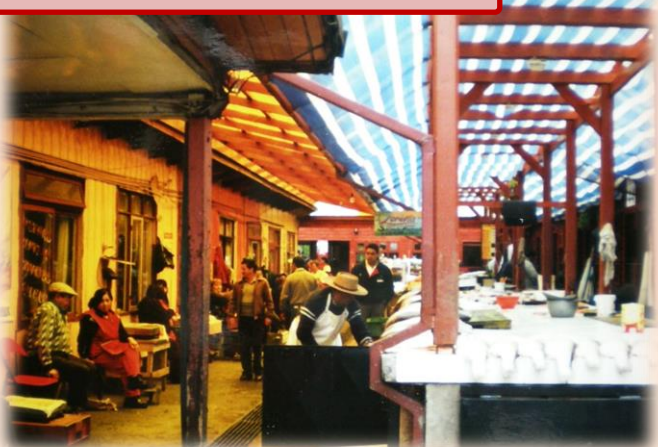
・ 特別徴収住民税の通知

・ 自動車税の納付

## 税金マメ知識

クレジットカードで経費を支払った場合、弊社事務所では3通りの方法を検討します。仕事専用カードの場合は、①原則（利用の都度経費を未払計上して、カード支払時に未払金を消去）②簡便（カード支払時に、利用内訳に応じて経費計上し、決算時に月ズレ分を追加未払計上）とし、プライベート利用が混在するカードの場合は、③現金扱い（仕事利用の都度レシート・利用控えを領収書代わりにし現金経費と同様に処理し、カード支払自体は経費につけない）。いずれにせよ毎月のカード会社の利用明細だけでなく、利用の都度のレシート・ご利用控えや領収書が出るものは取っておきましょう。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



【チリ：プエルトモン】朝、夜行バスの車窓は明るく白く曇っていました。朝モヤの向うに針葉樹が立ち並び、ひんやりと湿り気を帯びた空気が漂っています。港を臨む小高い丘のロッジ風の宿は私の貸し切り状態です。夜は薪暖炉がパチパチ鳴るサロンで、地図を広げ旅程を決めたり、日記を読み返したりしながら過ごします。お腹がすいたら丘を下り、魚市場の食堂に行くと、食堂の人と話をしました。旅情溢れるひと時した。

## ☆事務所からの連絡☆

**特別徴収住民税の通知**が届きましたら事務所にご提供ください。

法人用ETCガソリン割引組合カードのチラシを入手しましたので、ご興味のある方はご一報ください。

## 晩酌のじかん

大手企業に勤める知人から、大物タレントの息子のコネ入社のお話を聞きました。不祥事さえ起こさなければ約束された経済的安定、商売や土地に縛られない自由、別荘・外車などの生活ぶりについて語っていました。

妻いわく「自分で稼いだ金で飲む酒がうまいんだよ。」だ、そうです。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp